

CROCS, INC. v. EFFERVESCENT, INC.事件、上訴番号 2022-2160 (CAFC、2024年10月3日)。Reyna裁判官、Cunningham裁判官、Albright裁判官による審理。コロラド州地区地方裁判所(Brimmer裁判官)の判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Crocs社はDawgs社を特許侵害で訴えた。Dawgs社は、Crocs社が自社製品に特許取得済みの「クロスライト(Croslite)」素材が含まれていると記載することで虚偽広告を行い、ランハム法第43条(a)に違反したと反訴した。Dawgs社は、これらの記述が第43条(a)(1)(B)に基づくCrocs社製品の「性質と特性(nature and characteristics)」について消費者を誤解させたと主張した。Crocs社は、Dawgs社の反訴は法律の問題(as a matter of law)として失敗したと主張し、正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を求めて申し立てを行った。地方裁判所はCrocs社に有利な正式事実審理なしでの判決を下した。Dawgs社はこれを不服として上訴した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、Dawgs社のCrocs社によるランハム法違反についての反訴に対する正式事実審理なしでの判決を下したのは誤りであったか。然り、原判決は取り消されて差し戻しとなった。

#### 審理内容:

CAFCは、当事者が製品の特徴に関する特許を所有していると虚偽主張し、その性質、特性、もしくは品質について消費者に誤解を与える方法でその特徴を宣伝する場合に、第43条(a)(1)(B)に基づき訴訟原因(cause of action)が生じると判示した。CAFCは、地方裁判所が、*Dastar*事件と*Baden*事件におけるこれまでの最高裁判所とCAFCの判決によりDawgs社のCrocs社によるランハム法違反についての反訴を排除したと結論付けたのは誤りであると認定した。

*Dastar*事件では、別の条文(第43条(a)(1)(A))による「起源(origin)」の虚偽指定に対する保護は、有形な商品の生産者(producer)を指しており、それらの商品に具体化されたアイデアの著作者(author)を指すものではないとされた。CAFCが本件を区別したのは、Dawgs社の主張が単なる起源主張を超えており、Crocs社の特許があるという虚偽の記述が同社のクロスライト素材の具体的で有形の品質、すなわち特許取得済みであることに結び付けたからである。

*Baden*事件では、CAFCは、著作者性は商品の「性質、特性、もしくは品質(nature, characteristic, or quality)」ではないため、著作者性の虚偽指定のみに基づく主張は第43条(a)(1)(B)に基づき訴訟を起こすことができないとした。CAFCが本件を*Baden*事件と区別したのは、Dawgs社の主張がCrocs社の特許があるという虚偽主張を、イノベーションや著作者性だけでなく、同社製品の物理的特質や優位性に関する記述と結び付けたからである。

CAFCは、*Dastar*事件では虚偽の起源主張のみに基づくランハム法上の主張が排除されているが、Dawgs社の主張は虚偽の起源主張のみではないと強調した。むしろ、Dawgs社は、Crocs社が特許があるという虚偽主張を使用して自社のクロスライト素材に特定の特徴をもたせ、消費者にCrocs社の履き物が(Dawgs社を含む)競合他社と比較して優れたもしくは独自の素材で作られていると信じ込ませたと主張した。

CAFCは、製品に「特許取得済み(patented)」素材が含まれているという主張は、有形な製品の品質に関する記述と結び付けられた場合、単にイノベーションや著作者性を表現するものではないことを明らかにした。Dawgs社は、第43条(a)(1)(B)に基づき、Crocs社の被疑虚偽表示とその靴の性質および品質を結び付ける理に適った理論を提示したため、地方裁判所は正式事実審理なしでの判決を下したことは誤りであった。CAFCは原判決を取り消し、さらなる手続きのため本件を差し戻しとした。